

佐賀県告示第 180 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 8 年度木材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和 8 年 6 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録 番号	登録 年月日	住所又は所在地		氏名又は名称	代表者氏名
佐木伊 第23号	令和8年 5月29日	変更前	伊万里市大川内町丙1398番地	森風舎	前田 健次
		変更後	〃	株式会社森風舎	〃